

令和 2 年第 1 回片品村議会定例会会議録第 2 号

議事日程 第 2 号

令和 2 年 3 月 13 日（金曜日）午後 1 時 30 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 陳情第 1 号 「核兵器の禁止条約の署名・批准」を求める意見書の提出を求める陳情書
- 日程第 3 陳情第 2 号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情
- 日程第 4 議案第 14 号 令和元年度片品村一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 5 議案第 15 号 令和元年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 6 議案第 16 号 令和元年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 7 議案第 17 号 令和元年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 8 議案第 18 号 令和元年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 9 議案第 19 号 令和元年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 10 議案第 20 号 令和 2 年度片品村一般会計予算について
- 日程第 11 議案第 21 号 令和 2 年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 12 議案第 22 号 令和 2 年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 13 議案第 23 号 令和 2 年度片品村介護保険特別会計予算について
- 日程第 14 議案第 24 号 令和 2 年度片品村下水道事業等特別会計予算について
- 日程第 15 議案第 25 号 令和 2 年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 16 議案第 26 号 片品村職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 発委第 2 号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める意見書
- 日程第 18 閉会中の継続調査申出について
- 日程第 19 閉会中の継続審査申出について
- 日程第 20 字句等の整理委任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 陳情第 1 号 「核兵器の禁止条約の署名・批准」を求める意見書の提出を求める陳情書

- 日程第 3 陳情第 2 号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情
- 日程第 4 議案第 1 4 号 令和元年度片品村一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 5 議案第 1 5 号 令和元年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
について
- 日程第 6 議案第 1 6 号 令和元年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
について
- 日程第 7 議案第 1 7 号 令和元年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につ
いて
- 日程第 8 議案第 1 8 号 令和元年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第 3 号）
について
- 日程第 9 議案第 1 9 号 令和元年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
について
- 日程第 1 0 議案第 2 0 号 令和 2 年度片品村一般会計予算について
- 日程第 1 1 議案第 2 1 号 令和 2 年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 1 2 議案第 2 2 号 令和 2 年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 1 3 議案第 2 3 号 令和 2 年度片品村介護保険特別会計予算について
- 日程第 1 4 議案第 2 4 号 令和 2 年度片品村下水道事業等特別会計予算について
- 日程第 1 5 議案第 2 5 号 令和 2 年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 1 6 議案第 2 6 号 片品村職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 発委第 2 号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める意見書
- 日程第 1 8 閉会中の継続調査申出について
- 日程第 1 9 閉会中の継続審査申出について
- 日程第 2 0 字句等の整理委任について

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第 2 日
令和 2 年 3 月 1 3 日			
出席議員 1 2 名		欠席議員 名	欠員 名
第 1 番	萩原和典		(出 席)
第 2 番	狩野孝夫		(出 席)
第 3 番	鹿野一郎		(出 席)
第 4 番	星野栄二		(出 席)
第 5 番	北澤佳子		(出 席)
第 6 番	星野吉弥		(出 席)
第 7 番	千明勉		(出 席)
第 8 番	後藤眞平		(出 席)
第 9 番	萩原正信		(出 席)
第 1 0 番	高山悦夫		(出 席)
第 1 1 番	千明道太		(出 席)
第 1 2 番	飯塚美明		(出 席)

説明のために出席した者の職氏名

村 長	梅 澤 志 洋
副 村 長	金 子 賢 司
教 育 長	吉 野 隆 哉
総 務 課 長	萩 原 明 富
住 民 課 長	武 藤 秀 文
保 健 福 祉 課 長	原 澤 博 美
農 林 建 設 課 長	星 野 重 吉
むらづくり観光課長	桑 原 信 一
教育委員会事務局長	星 野 勝 彦
給食センター所長	鈴 木 幸 光
会 計 管 理 者	萩 原 睦 久

事務局職員出席者

事 務 局 長	山 崎 康 広
係 長	小 林 由 里

議長（星野栄二君） 皆さん、こんにちは。

本日の会議を開きます。

午後 1時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（星野栄二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 千明勉君及び8番 後藤眞平君を指名します。

日程第2 陳情第1号 「核兵器の禁止条約の署名・批准」を求める意見書の提出を求める陳情書

議長（星野栄二君） 日程第2、陳情第1号 「核兵器の禁止条約の署名・批准」を求める意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

陳情第1号について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 千明勉君。

（総務文教常任委員長 千明勉君登壇）

総務文教常任委員長（千明 勉君） はい、7番。

委員会の審査結果を報告いたします。

総務文教常任委員会に付託された陳情第1号の内容は、原爆は、人間が人間らしく生きる尊厳を奪い去る残虐な兵器です。日本政府は、唯一の被爆国として核兵器禁止条約に賛同し、世界を非核化に導く道義的責任があり、核兵器禁止条約への署名・批准を求めますというものです。

3月10日に当委員会を開催し、慎重に審査を行った結果、次のような意見でした。

国が核兵器禁止条約への署名・批准を行っていないのは、国益、外交政策を考慮してのことと思われるが、核兵器が残虐で壊滅的な大量破壊兵器であることは、誰もが認めてあることであり、陳情の趣旨は理解できるという意見でした。

以上のような審査経過を踏まえて、当委員会に諮ったところ、陳情第1号については趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上を申し上げ、委員長報告といたします。

議長（星野栄二君） 委員長報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(星野栄二君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(星野栄二君) これで討論を終わります。

これから、陳情第1号「核兵器の禁止条約の署名・批准」を求める意見書の提出を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号「核兵器の禁止条約の署名・批准」を求める意見書の提出を求める陳情書は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

日程第3 陳情第2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情

議長(星野栄二君) 日程第3、陳情第2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情についてを議題とします。

陳情第2号について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 千明勉君。

(総務文教常任委員長 千明勉君登壇)

総務文教常任委員長(千明 勉君) はい。

委員会の審査結果を報告いたします。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第2号の内容は、高齢者の生活も月単位で送っていることから、その生活に合わせるよう年金支給日を隔月から毎月支給にすることを求める意見書を国に提出してくださいというものです。

3月10日に当委員会を開催し、慎重に審査を行った結果、次のような意見でした。

年金を毎月支給にすると事務負担の増加が予想されるが、多くの国民は月単位で生活を

考えており、高齢者も現役世代同様、生活実態に合わせ、年金支給日を毎月にし、安心して高齢期を送れるようにすることが最も重要であることから、本陳情の趣旨を理解し、国に対して意見書を提出すべきである。

以上のような審査経過を踏まえて、当委員会に諮ったところ、陳情第2号については採択すべきものと決定いたしました。

以上を申し上げ、委員長報告といたします。

議長（星野栄二君） 委員長報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、陳情第2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第4 議案第14号 令和元年度片品村一般会計補正予算（第4号）について

日程第5 議案第15号 令和元年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第6 議案第16号 令和元年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第7 議案第17号 令和元年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第8 議案第18号 令和元年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）について

日程第9 議案第19号 令和元年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

議長（星野栄二君） 日程第4、議案第14号 令和元年度片品村一般会計補正予算（第4号）についてから、日程第9、議案第19号 令和元年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてまでの、以上6件を一括議題とします。

説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

まず、一般会計について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

次に、5特別会計について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（星野栄二君） これから、議案第14号 令和元年度片品村一般会計補正予算（第4号）について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号 令和元年度片品村一般会計補正予算（第4号）について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 令和元年度片品村一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

議長（星野栄二君） これから、議案第15号 令和元年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号 令和元年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 令和元年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

議長（星野栄二君） これから、議案第16号 令和元年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号 令和元年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 令和元年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

議長（星野栄二君） これから、議案第17号 令和元年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号 令和元年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 令和元年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決されました。

議長（星野栄二君） これから、議案第18号 令和元年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号 令和元年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）について採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 令和元年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

議長（星野栄二君） これから、議案第19号 令和元年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号 令和元年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 令和元年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第20号 令和2年度片品村一般会計予算について

日程第11 議案第21号 令和2年度片品村国民健康保険特別会計予算について

日程第12 議案第22号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計予算について

日程第13 議案第23号 令和2年度片品村介護保険特別会計予算について

日程第14 議案第24号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計予算について

日程第15 議案第25号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

議長(星野栄二君) 日程第10、議案第20号 令和2年度片品村一般会計予算についてから、日程第15 議案第25号 令和2年度片品村後期高齢者特別会計予算についてまでの、以上6件を一括議題とします。

説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

まず、一般会計について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 質疑なしと認めます。

次に、5特別会計について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（星野栄二君） これから、議案第20号 令和2年度片品村一般会計予算について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号 令和2年度片品村一般会計予算について採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 令和2年度片品村一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長（星野栄二君） これから、議案第21号 令和2年度片品村国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号 令和2年度片品村国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 令和2年度片品村国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長（星野栄二君） これから、議案第22号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計予算について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長（星野栄二君） これから、議案第23号 令和2年度片品村介護保険特別会計予算について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号 令和2年度片品村介護保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 令和2年度片品村介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長（星野栄二君） これから、議案第24号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計予算について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長(星野栄二君) これから、議案第25号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第26号 片品村職員定数条例の一部を改正する条例について

議長(星野栄二君) 日程第16、議案第26号 片品村職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第26号 片品村職員定数条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し

上げます。

令和2年4月1日から、本村を含む34団体が群馬県市町村公平委員会を共同設置することに伴い、その事務職員は、代表団体である群馬県市町村総合事務組合の職員をもって充てることとなるため、関係する条例の一部を改正するものでございます。

ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第26号 片品村職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 片品村職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第17 発委第2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める意見書

議長（星野栄二君） 日程第17、発委第2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

総務文教常任委員長 千明勉君。

（総務文教常任委員長 千明勉君登壇）

総務文教常任委員長（千明 勉君） はい、7番。

発委第2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める意見書について、趣旨説明をいたします。

公的年金は、高齢者の生活を支える基本になっています。その公的年金の支給が偶数月の15日となっています。

しかし、多くの国民の生活リズムは月単位になっています。この中で、年金生活者の生活を支えている年金が2か月ごとになっているのは不正常です。

国民年金の最初になった昭和34年では、3か月ごとの支給でした。3か月ごとの支給日が2回に変わったのは、平成元年でした。厚生省の年金課でも、その改定を改善としていました。現実の生活スタイルに近づいてきたからでしょう。

それから30年以上がたちました。制度を担当する厚生省も3か月を2か月にしたことを改善と言うとおり、2か月を1か月にすることは、もう一步の改善になるはずです。

「年金、なぜ2か月単位と言うと」という新聞投書が指摘するように、「電気、ガス、電話代等々の料金引き落としは毎月のことだ。食費、雑貨、交際費なども1か月単位で予算を立てている。それなのに、なぜ年金支給は2か月に一度なのかしら。疑問に思うのは私だけ」と書くことに共感できます。

政令指定都市国保・年金主管部課長会議が、一昨年8月に厚生労働省に対して国民年金に関する要望書を提出し、その中の老齢基礎年金等の支給額等を改善されたいの項目の中で、年金受給者となってからも現役世代の生活習慣をそのまま継続しやすいよう年金の支払い期日を隔月から毎月へ変更されるように併せて要望すると毎月支給の要求が出されています。

このように、毎月支給が国民的要求としても定着しつつあります。4,000万人年金受給者は誰も反対しておりません。既に、岩手県議会や宮城県議会では議決しております。ましてや、政党や財界から反対の声はありません。既に機は熟しています。

このような情勢の下で、私たち議会は地方自治法99条の規定により年金支給の隔月支給を毎月支給に改める意見書を提出いたします。

以上、地方自治法99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、発委第2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める意見書を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、年金支給の隔月支給を毎月支給に改める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第18 閉会中の継続調査申出について

議長（星野栄二君） 日程第18、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第19 閉会中の継続審査申出について

議長（星野栄二君） 日程第19、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第20 字句等の整理委任について

議長（星野栄二君） 日程第20、字句等の整理委任についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会で議決された事件について、その字句及び数字等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、字句及び数字等の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

議長（星野栄二君） 第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る5日開会以来9日間にわたり、条例の制定、一部改正及び廃止や、農業委員、教育長の人事案件、令和元年度一般会計及び特別会計補正予算並びに令和2年度一般会計及び特別会計当初予算など、多くの重要案件が審議され、全ての案件を議了し、ここに閉会の運びとなりました。これも議員各位のご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

また、執行部におかれましては、議案の審議に当たり、十分な対応とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

今後の予算執行に当たっては有効的に執行し、最大の効果を上げまして村民の期待に応えられますようお願いいたします。

これから日一日と春の陽気が感じられますが、皆様には健康に留意され、ますますご活躍されますようご祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

議長（星野栄二君） この際、村長から挨拶の申出がありますので、許可します。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

議員各位には、3月5日から本日までの9日間、条例の制定や一部改正、人事案件などのほか、令和元年度一般会計及び特別会計の補正予算並びに令和2年度一般会計及び特別会計の当初予算など、数多くの議案を連日熱心に審議を賜り、それぞれ原案どおりご認定

いただきまして、大変ありがとうございました。

また、本会議や各常任委員会、あるいは一般質問等でご指導賜りましたことにつきましても、今後の行政執行に当たり、十分心して努めてまいりたいと考えております。

村内外を取り巻く経済状況は、相変わらず厳しいものがあり、これからの村政運営は、今までにも増してしっかりしたものが求められますので、限られた財源の効果的、効率的な活用を考えながら、戦略的、計画的な財政運営と自主財源の確保に努めてまいります。

今シーズンも降雪不足、重ねて県内で初の感染者が確認された新型コロナウイルスなど、片品村が今まで経験したことのない災害とも言える事案に対し、対策を講じていくとともに、今後も継続して細心の注意を払い、国・県や関係機関、議員の皆様方と連携を強化し、難局を乗り越えていきたいと考えております。

また、平成29年4月就任以来、長きにわたる教員経験を遺憾なく発揮され、村の社会教育、将来を見据えた教育行政に3年間ご尽力をいただきました吉野教育長が今月をもってご退任をされます。大変ありがとうございました。今後とも、様々な立場で各般にわたりご助言いただきますよう、この場をお借りしお願いを申し上げます。

さて、本年度も残すところあと僅かとなりましたが、議員各位におかれましては、健康に十分留意されまして、ますますご活躍くださいますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長（星野栄二君） 以上で会議を閉じます。

令和2年第1回片品村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午後 2時02分 閉会